平成２２年（フ）第３５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4207番地
債務者　前田　康博
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈3634番地55
債務者　中野喜代美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
佐賀県鳥栖市元町1237番地２　ロワールマンション鳥栖202
債務者　香野　道子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
佐賀県神埼市神埼町鶴2036番地５
債務者　佐藤滿麗子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
大分県中津市大字是則954番地１
債務者　井伊　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０７号
宮崎市松山１丁目11番26号　小畑ビル102号
債務者　松本　重政
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０８号
宮崎市松山１丁目11番26号　小畑ビル102号
債務者　松本嘉代子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３５号
鹿児島県鹿児島市日之出町６番32号　タウニー中島202号
債務者　山下　明秀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町11番１号　佐藤ビル303号、申立時の住所鹿児島県奄美市名瀬浜里町14番地　７―202号
債務者　佐々木日本一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８４号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町８番19号
債務者　平　　照浩
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３５０号
沖縄県浦添市大平１丁目34番９―303号　パレットハウス
債務者　宮里　和子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１０号
沖縄県糸満市字兼城340番地県営住宅浜川団地１号棟309号
債務者　上原ミエ子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１６号
沖縄県那覇市字識名1146番地１
債務者　田島　和也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０４号
岩手県北上市鍛冶町１丁目８番14号
債務者　昆野　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０５号
岩手県北上市鍛冶町１丁目８番14号
債務者　昆野留美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県龍ケ崎市4082番地の１
債務者　北浦由美子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
茨城県龍ケ崎市姫宮町281番地１　姫宮中央ハイツＢ棟208号室
債務者　髙野　和佳
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係